

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	小名浜支所
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年5月29日

指摘一覧		措置通知日
是正改善を要する事項		
1 収入事務（その1） 道路占用料に係る収入事務において、督促を行っていない例が認められた。		令和8年 5月29日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務（その1） 道路占用料に係る収入事務において、督促を行っていない例が認められた。 ※ 納期限である令和7年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月20日まで）に書面により督促をしなければならないが、小名浜支所経済土木課では納付日（同年6月13日）まで督促が行われていなかった。【類例69件あり】 なお、勿来支所経済土木課においても、同様の例が2件認められた。 （小名浜支所経済土木課）	〔指摘事項が発生した原因〕 本件は、道路占用料継続更新事務において、担当職員の業務繁忙により、占用料の確認や発送準備等に時間を要し、納入通知書の発送が大幅に遅れたことから、相手方が納期限までに納付できなかったものであり、相手方に過失がないため、督促に至らなかったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 上記の原因により、督促状は送付しておりません。なお、監査の指摘時点で、返戻された1件を除き、全ての納入が確認されており、返戻された1件についても、追跡調査で判明した義務継承者に対し新たに令和8年1月20日に納入通知書を送付し、2月9日に納入を確認しております。 〔改善措置を講じた内容〕 道路占用料継続更新事務については、毎年約100件の更新処理及び納入通知書の発送を4月1日に一斉に行わなければならないことから、事務フローの中に、作業ごとの期限を設定し、進捗管理を課内で行いフォローアップするなど、適正な事務執行を徹底します。 さらに、納入状況の確認を担当職員のほか複数の職員が定期的に行うとともに、徴収簿に督促期限欄を追加する等、督促を要する案件についても漏れなく把握するよう徹底します。

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	勿来支所
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年6月1日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 道路占用料に係る収入事務において、督促を行っていない例が認められた。	令和8年 6月1日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務（その1） 道路占用料に係る収入事務において、督促を行っていない例が認められた。 ※ 納期限である令和7年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月20日まで）に書面により督促をしなければならないが、小名浜支所経済土木課では納付日（同年6月13日）まで督促が行われていなかった。【類例69件あり】 なお、勿来支所経済土木課においても、同様の例が2件認められた。 （勿来支所経済土木課）	〔指摘事項が発生した原因〕 市債権管理条例に基づく督促の必要性は認識していたものの、担当職員による債務の履行確認が徹底されていなかったことから、督促の時期を失念し発生したものです。 〔是正措置を講じた内容〕 2件のうち1件については、令和8年1月9日に督促状を送付し、1月15日に道路占用料及び督促手数料の納入の確認をしました。他の1件については、転居により納入通知書が返戻されていたものですが、転居先が判明したため、令和8年1月8日に納入通知書を再送し、1月19日に納入の確認をしました。 〔改善措置を講じた内容〕 同様の誤りが発生しないよう、納入状況の確認を担当職員及び係長が定期的に行うとともに、徴収簿に督促期限欄を追加する等、督促を要する案件についてもれなく把握するよう徹底します。

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	常磐支所
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年4月17日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
2 収入事務（その2） 土地の貸付料に係る収入事務において、契約書等に定める遅延損害金の 調定及び納入の通知が行われていない例が認められた。	令和8年 4月17日

是正改善を要する事項	措置した内容等
2 収入事務（その2） 土地の貸付料に係る収入事務において、契約書等に定める遅延損害金の調定及び納入の通知が行われていない例が認められた。 ※ 私債権である常磐湯本財産区の土地貸付料（貸付期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日）について、納期限である令和7年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対し督促をした場合は、市債権管理条例第9条第1項及び契約書第3条第2項の規定に基づき、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じた遅延損害金を徴収しなければならない。当該貸付料は令和7年11月20日に納付され遅延損害金が発生したにもかかわらず、監査実施時点（令和7年12月8日）において調定及び納入の通知が行われていなかった。 （常磐支所経済土木課）	〔指摘事項が発生した原因〕 土地の貸付料において遅延損害金が発生する可能性は認識していましたが、納付を受けた時点で、遅延損害金の確認を失念していたことにより生じたものです。 〔是正措置を講じた内容〕 相手方に遅延損害金について説明し、令和8年3月30日に遅延損害金1,300円の納入通知書の送付と調定を実施、4月7日に納入の確認をいたしました。 〔改善措置を講じた内容〕 納入の遅延については担当者と副担当者の二人で確認し、納入遅延があった場合は必ず遅延損害金の試算を行うこととしました。

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	内郷支所
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年5月25日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
3 支出事務（その1） 補助金の交付に係る支出事務において、交付決定前に補助金等決定通知書を発出し、支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。	令和8年 5月25日

是正改善を要する事項	措置した内容等
3 支出事務（その1） 補助金の交付に係る支出事務において、交付決定前に補助金等決定通知書を発出し、支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。 ※ 自治会活性化応援事業補助金において、令和7年6月25日付けで交付決定しているが、補助金等決定通知書を、交付決定前の同月23日付けで発出していた。 また、市財務規則第63条第1項の規定により、支出負担行為は交付決定のときに行わなければならないが、交付決定前の同月23日に行われていた。 （内郷支所）	〔指摘事項が発生した原因〕 交付決定通知書を作成した際に、決裁日及び施行日の確認不足により誤った日付で作成してしまったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 会計担当部署に確認を行ったところ、支払い済みの案件については、支出負担行為日の修正は不可能であるため、是正措置を講ずることは出来ません。 〔改善措置を講じた内容〕 今後、同様の事案が発生することがないように、交付決定通知書を発行する前に再度、副担当及び係長で確認を行った後に交付決定通知書を交付していきます。

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	久之浜・大久支所
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年4月22日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
4 支出事務（その2） 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受 理し、交付決定を行っている例が認められた。	令和8年 4月22日

是正改善を要する事項	措置した内容等
4 支出事務（その2） 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受理し、交付決定を行っている例が認められた。 ※ 自治会活性化応援事業補助金において、同補助金交付要綱第7条第4項第1号、第2号及び第3号の規定による「補助対象事業を実施する自治会等の規約若しくはそれに相当する文書」、「補助申請年度の自治会等の事業計画及び予算書」、「役員名簿」の添付がないまま申請書を受理し、事前審査の項目を満たしていないにもかかわらず、審査会を開催し、交付決定していた。 （久之浜・大久支所）	〔指摘事項が発生した原因〕 申請時に添付すべき書類が不足していたことから、申請人の了解を得て別業務で保管していた当該書類の目視確認により申請を受理し、その後正式な提出を受けないまま事務を進めたことによるものです。 〔是正措置を講じた内容〕 目視確認した書類と同じ本来添付すべき書類をあらためて提出いただき備えました。 〔改善措置を講じた内容〕 補助金の交付事務を行う場合には、要綱等の関係規定に沿うものであるよう、添付資料が全て整っていなければ申請自体を受理しないこととします。また、本補助金制度の主管課である地域振興課が作成したチェックシートにより支所長、支所次長による組織的なチェック体制の徹底に努め、地方自治法および市財務規則に基づく適切な事務の執行を徹底してまいります。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	四倉支所
監査の種類	令和7年度 定期監査（7監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年6月1日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
5 契約事務（その1） 契約事務において、設計金額の算定が適切でないまま予定価格が決定され、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約を行っている例が認められた。	令和8年 6月1日

是正改善を要する事項	措置した内容等
5 契約事務（その1） 契約事務において、設計金額の算定が適切でないまま予定価格が決定され、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約を行っている例が認められた。 ※ 梅ヶ丘調整池維持管理業務委託に係る草類処分費において、設計金額の算定に際し過年度における実績値を考慮せず、設計時点（令和7年5月）の現地状況に基づく想定値により0.2トンとし、予定価格が50万円を超えないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（規則で定める金額以下のもの）を適用した随意契約としていたが、7.87トンへと変更し設計金額を49万5,000円から57万2,000円へ増額とする変更契約を行っており、結果として50万円を超える額となっていた。 昨年度及び一昨年度にも同様に増額を伴う変更契約が行われていることを踏まえると、当初設計時においては想定値ではなく実績値に基づいて設計積算を行うべきものであり、これにより設計金額が同号の範囲を超える場合は競争入札を実施すべきである。 （四倉支所経済土木課）	〔指摘事項が発生した原因〕 本業務の設計にあたり、過去の実績値よりも予算制約を優先し、処分量を過小に見積もって設計積算を行いました。その結果、本来必要な処分量への変更を余儀なくされ、当初の随意契約の限度額を超過する事態を招いたものです。 過年度においても同様の増額変更が繰り返されていたことから、設計時点での実態把握及び積算の妥当性確認が不十分であったことが原因です。 〔是正措置を講じた内容〕 既に契約済みであり、支払いまで完了しているため、是正措置を講じることができません。 〔改善措置を講じた内容〕 令和8年度の同業務委託の設計積算においては、過去3カ年の処分実績値の平均を算定根拠として採用することとした。これにより、設計金額が100万円を超えることが見込まれる場合には、原則として指名競争入札により執行することとしました。 なお、同様の維持管理業務においては、当初設計段階から過去の平均的な実績値を基礎とした積算を行うよう、課内での徹底を図ることとします。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	田人支所
監査の種類	令和7年度 定期監査（7監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年6月4日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
6 契約事務（その2） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和8年 6月4日

是正改善を要する事項	措置した内容等
6 契約事務（その２） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の２第１項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。 ※ 田人ふれあい館ペレットボイラー管理及び除草・清掃等業務委託については、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）を適用し、「地域交流施設が災害時における避難所になること」などを理由として特命随意契約しているが、当該事業者以外では契約の目的が達成できない旨の非代替性について、合理的な理由が具体的かつ客観的に明記されていなかった。 （田人支所）	〔指摘事項が発生した原因〕 選定した業者が、田人ふれあい館の管理業務を請け負うことを目的とした事業者であるのかどうか不明瞭であり、確認不足から生じたものです。 〔是正措置を講じた内容〕 選定した業者とは既に契約済みであり、支払いまで完了しているため、是正措置を講じることができない状態です。 〔改善措置を講じた内容〕 令和８年度からは、公共施設の保守点検等業務等を受託しているいわき市公共施設包括管理センターが、当該業務も併せて実施することとなり、当該業務の契約事務は発生しなくなりました。 なお、今後同様の契約事務が発生した場合には、契約課が作成した「随意契約に関する事務執行のための指針」を改めて確認し、適正な事務執行を徹底してまいります。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小川支所
監査の種類	令和7年度 定期監査（7監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年4月2日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
7 財産管理事務 郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和8年 3月31日

是正改善を要する事項	措置した内容等
7 財産管理事務 郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、小川支所では監査実施時点（令和8年1月6日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手等の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。 なお、川前支所においても、同様の例が認められた。 （小川支所）	〔指摘事項が発生した原因〕 令和6年10月の郵便料金改定により、郵便はがきの料金が引き上げられたことに伴い、当支所所掌事務の担当課より、当該改定料金分の切手が支給されたことから、当支所に保管されていた旧料金の郵便はがき（当該事務に限定して使用されるもの。）にあらかじめ貼付けて使用することとしましたが、郵便切手等管理簿の受払いの整理を怠ってしまったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 記載内容を整理・検証したうえで、郵便はがきの現物と当該管理簿における残枚数の一致の確認を行いました。 〔改善措置を講じた内容〕 郵便はがき等については係長が一括管理を行い、受入・払出の都度、現物と当該管理簿における残数が一致しているかを確認した後、当該職員へ現物を受け渡すこととします。さらに四半期毎に管理職により残数の再確認を行うことで適正な管理を図っていきます。

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	川前支所
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年4月16日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
7 財産管理事務 郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和8年 4月16日

是正改善を要する事項	措置した内容等
7 財産管理事務 郵便切手等の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、小川支所では監査実施時点（令和8年1月6日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手等の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。 なお、川前支所においても、同様の例が認められた。 （川前支所）	〔指摘事項が発生した原因〕 川前財産区の切手管理簿について、Excelデータで管理しておりますが、計算式等に不具合があり、保有していないレターパックの枚数が10月以降表示されている状態にあったものの、切手の現物と相違しているとの認識がなかったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 切手管理簿のExcelデータに係る計算式を修正し、切手の現物と管理簿を一致させました。 〔改善措置を講じた内容〕 切手の受払いの都度、切手の現物と管理簿が一致しているか合計金額も併せて確認するとともに、郵便切手の管理を徹底するため月末には担当者と係長等の複数人で確認を行う対策を講じました。

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	産業振興部
監 査 の 種 類	令和7年度 定期監査（7 監第100号 令和8年3月27日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年6月8日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その1） 収入事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和8年 6月8日
2 収入事務（その2） 労働福祉会館使用料に係る減免事務において、使用料免除の適用手続きに不適切な例が認められた。	令和8年 6月8日
3 契約事務（その1） 契約事務において、契約期間の設定が不適切である例が認められた。	令和8年 6月8日
4 契約事務（その2） 契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。	令和8年 6月8日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務（その1） 収入事務において、督促が行われていない例が認められた。 ※ 自動販売機の私用電気料について、納期限である令和7年9月22日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年10月12日まで）に書面により督促をしなければならないが、収納日（同年10月22日）までの間、督促が行われていなかった。【類例2件あり】 （産業チャレンジ課） 2 収入事務（その2） 労働福祉会館使用料に係る減免事務において、使用料免除の適用手続きに不適切な例が認められた。 ※ 市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例第3条第1項ただし書きに基づく労働福祉会館使用料の免除において、施設利用者（介護者を除く。）の半数以上が障がい者であることを身体障害者手帳で確認しなければならないが、労働福祉会館使用料減免申請書を受理した際に、申請者のみの身体障害者手帳を目視で確認し、申請者以外の施設利用者については身体障害者手帳を確認せず、過去に提出された「入館者名簿（施設利用者の氏名、住所及び身体障害者手帳番号が記載されたもの）」のみを根拠として、使用料の免除を決定していた。	〔指摘事項が発生した原因〕 納入状況の確認を行った際に、債務者からは「事務センターによる一括処理のため、納入時期が遅れる」旨の報告を受け、当該遅延理由をやむを得ないものと判断を誤ったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 対象となる私用電気料については、納期限後、既に納入されているため、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 債務者に対しては、納期限内の納付を指導するとともに、市債権管理条例及び同施行規則に基づく督促の漏れがないよう定期的に納入状況を確認する措置を講じました。 〔指摘事項が発生した原因〕 障がい者団体に対する使用料減免にあたり、従前は、減免申請書に障害者手帳番号の記載のある「入館者名簿」を添付させていましたが、近年は、入館者名簿が添付されていなくとも、減免申請書を受け付ける取り扱いをしていたため発生したものです。 〔是正措置を講じた内容〕 入館者名簿を提出させていなかったため、現在となっては代表者以外の実際の施設利用者が分からない事例であり、遡及して修正できないため、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 減免申請書を受理する際は、「入館者名簿」の添付を求め、条例に規定する減免要件を具

是正改善を要する事項	措置した内容等
(産業ひとづくり課) 3 契約事務（その1） 契約事務において、契約期間の設定が不適切である例が認められた。 ※ 地域経済活性化調査分析事業業務委託に関する契約事務において、仕様書における成果品の提出期限が「事業年度終了後、2か月以内」となっているにもかかわらず、契約期間が「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」となっていた。 成果品の納入期限は契約期間内に含めるべきであることから、4月1日から翌年3月31日までのデータが必要であり、収集したデータの分析と成果品の作成に2か月を要するのであれば、債務負担行為を設定し、契約期間は令和7年4月1日から令和8年5月31日までとするのが適当である。 (産業チャレンジ課)	備していることを事前に確認した上で、施設の窓口担当者には、施設利用日に、施設利用者の身体障害者手帳を目視で確認し、減免要件を満たしていることを確認させる措置を講じました。 〔指摘事項が発生した原因〕 契約事務についての認識不足により、データの分析と成果品の作成に要する期間を含めずに、調査に要する期間のみを契約期間として設定した契約書を作成してしまったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 既に契約の支払いまで完了しているため、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 契約事務の予算措置を行う際は、事業の性質を踏まえて、必要な契約期間を精査し、会計年度をまたぐ必要がある場合には、債務負担行為の設定をすることを周知しました。
4 契約事務（その2） 契約事務において、契約保証金の免除に関する手続が不適切な例が認められた。 ※ 地域経済活性化調査分析事業業務委託に関する契約事務において、市財務規則第136条第6項第4号を適用し、契約保証金を免除しているが、過去2年間における契約実績は同号の要件を満たしていなかった。 (産業チャレンジ課)	〔指摘事項が発生した原因〕 市財務規則第136条第6項第4号（契約の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）に定める同種同規模の契約実績に関する捉え方が不十分であったものです。

是正改善を要する事項	措置した内容等
	〔是正措置を講じた内容〕 既に契約の支払いまで完了しているため、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 今後、類似の契約事務が生じた場合には、市財務規則第136条第6項第10号（特定の者でなければその目的を達成することが困難と認められる随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。）の規定の適用を検討することとします。 また、見積結果報告兼契約締結伺の段階でも、専決者を含めて、契約保証金の免除理由を、再度確認することにしてチェック体制を強化しました。